

～小豆島・土庄町への

Uターン・就業を応援～

土庄町奨学金返還 Uターン支援制度

制度の目的

■将来を担う若者の定住を図るため、土庄町に居住して小豆郡内の事業所で就業している方を対象に、奨学金の返還を支援しています。

対象の奨学金

土庄町が貸付けした奨学金

※1土庄町看護学生等奨学金は免除制度があります。
※2日本学生支援機構等の奨学金は対象外です。

補助要件

次のすべてに該当する方。

- ① 土庄町内に住所を有している方
- ② 小豆郡内の事業所で就業している方
- ③ 前年度に奨学金を返還している方、または完済から1年以内である方

補助金額

次の、①・②のいずれか低い額

- ① 申請前年度の奨学金返還額
- ② 申請年度の補助上限額(※)

※補助上限額の算出式

奨学金の貸付額 ÷ (貸付年数 × 2倍)

算出例

240万円 ÷ (4年 × 2倍) = 30万円

申請書類

- 申請書及び誓約書
- 前年度の奨学金返還額が分かる書類の写し
- 小豆郡内の事業所で就業していることを証する書類(就業証明書)

申請期間

毎年4月1日から9月30日まで

問合せ先

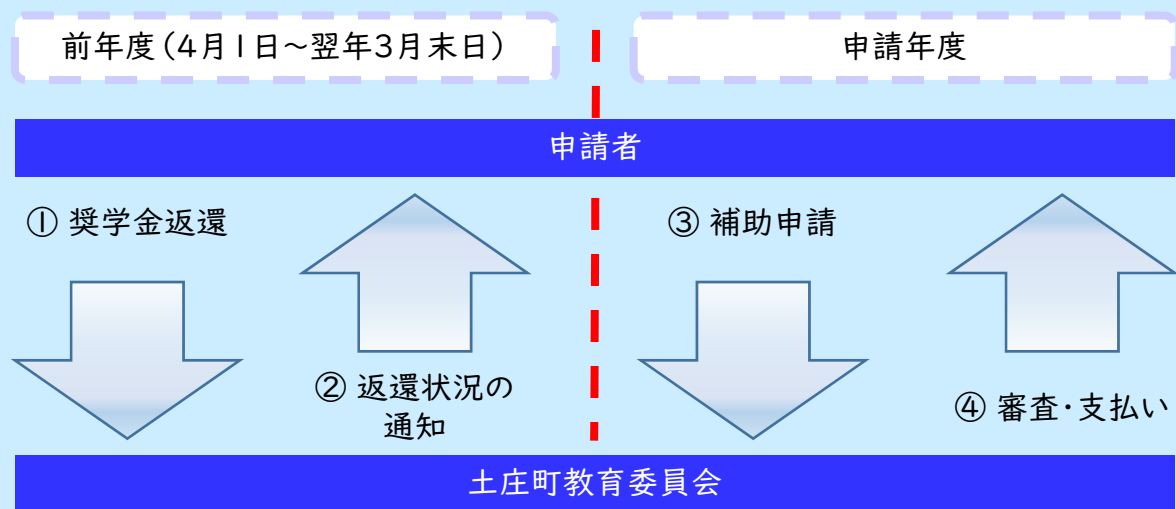
土庄町教育総務課

〒761-4192

香川県小豆郡土庄町淵崎甲1400-2

TEL 0879-62-7012

補助金交付までの流れ



- ① 奨学金の返還は、1年間の猶予期間後、貸付けた年数の2倍の範囲内で毎年返還していただきます。
- ② 奨学金の返還状況（返還済金額・返還残額等）を記載した通知文を送付します。
- ③ 申請期間内（4月1日から9月30日まで）に補助申請をしてください。
- ④ 審査決定後、補助金をお支払いします。



よくある質問（Q & A）



Q1. 土庄町奨学金以外の奨学金も補助の対象になりますか？

土庄町から貸与を受けた奨学金（看護学生等奨学金を除く）のみ補助の対象です。

Q2. 2回目以降の申請は、毎年度手続きが必要ですか？

毎年度、同様の申請手続きを9月末日までに行ってください。居住・就業要件を確認するための大切な手続きです。

Q3. 申請書等はどこで受け取ることができますか？

教育総務課（庁舎3階）窓口のほか、インターネットからダウンロードが可能です。就業証明書は、必ず就業先で記載してもらったものを提出してください。



【QRコード】

～詳しくは、土庄町ホームページか教育総務課にお問い合わせください～